

## 資産運用に関する規制動向

TOPICS  
01

### 金融庁「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」 (令和7年度第2回) 議事次第

- 2026年2月26日に開催された有識者会議において、コーポレートガバナンス・コードの改訂案が示された。改訂案では、全体の柱となる原則を半減させる一方、経営資源の適切な配分など新たな内容も追加する。企業が方針を定める際の参考になるように「解釈指針」を新設し、コンプライ・オア・エクスプレインの対象外とする。
- 主な改訂案の内容：取締役会の中核的な責務を原則に格上げ、サステナビリティについて取締役会の役割・責務として整理、政策保有株式会社について原則に格上げ、有価証券報告書の株主総会前開示について新たに規定 等

TOPICS  
02

### 金融庁 AI ディスカッションペーパー（第1.1版）の公表について

- 2026年3月3日、金融庁はAI ディスカッションペーパー（第1.1版）「金融機関等におけるAIの活用実態と健全な利活用の促進に向けた初期的な論点整理」を改訂した。改訂のポイントは、①顧客向けサービスを念頭としたリスク低減の取組事例、②諸法令・規制の考え方、③AIの利活用の実践、④その他（データマネジメント、ガバナンス等）の4点が示された。
- ディスカッションペーパーでは、AIの利活用を前提としてビジネスプロセス全体の見直し、ユースケースの開拓等に向けた前向きな取組みの後押し、経営陣の主体的な関与、健全なAIの利活用に向けたプラクティスを形成する上で業界レベルでの知見の共有が、事業者の取組みとして期待されている。そのうえで、技術やビジネスの進展が速い中で適切な環境整備と政策対応を進めていくためにも、官民ステークホルダーとの対話や連携が重要としている。

TOPICS  
03

### 金融庁「信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布について

- 2026年3月2日、金融庁は、「公益信託に関する法律」（令和6年法律第30号）の施行に伴い、「信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」を制定し、所要の規定を整備した。これにより、規則上の「公益信託」参照が旧法から新法へ統一される。（2026年4月1日施行）
- 公益信託とは、契約・遺言により委託者から受託者に託された財産を用いて、受託者が「委託者の思い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みのこと。今般、民間の公益活動にとって身近なツールとするため、公益信託制度が抜本的に見直された。新制度の主なポイントは、①担い手の範囲の拡大、②信託財産・信託事務の範囲の拡大、③透明性の高い認可・監督の仕組みへの見直し、の3点である。

(出所) [「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」\(令和7年度第2回\) 議事次第](#)：金融庁、[「AI ディスカッションペーパー（第1.1版）の公表について](#)：金融庁」、[「信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布について](#)：金融庁 (<https://www.fsa.go.jp/>)

# 野村アセットマネジメントからのお知らせ

## ■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

## ■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

## ■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年3月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会